

森林環境譲与税について

◎ 森林環境譲与税とは

森林環境譲与税は、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下「法律」という。)に基づき、適切な森林整備を進めるため、国から市町村及び都道府県に譲与されるもので、平成31年度(令和元年度)から譲与が始まりました。

◎ 使途とその公表

森林環境譲与税は、法律でその使途が決まっており、市町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

さらに、法律第34条第3項の規定により、市町村はインターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

◎ 神流町の使途

使途については、次ページ「森林環境譲与税を活用した事業の実施状況」をご確認ください。

お問合せ先	
神流町役場 産業建設課 林業係	
電話	0274-57-2111(内線201)
FAX	0274-57-3399

森林環境譲与税を活用した事業の実施状況

(令和3年度)

神流町では、 令和3年度 に森林環境譲与税を活用し、以下の事業を実施しました。

決算額		10,964 千円
内 訳	森林環境譲与税	10,949 千円
	基金利子及び配当金	1 千円
	基金繰入金	千円
	その他 ほかの財源	14 千円

その他 ほかの財源	15 千円
-----------	-------

実施状況(実績)		事業費 (千円)			事業実績	税導入の効果	
事業名	事業内容		森林環境譲与税	その他財源			
1	森林経営管理事業委託	森林所有者に対し、「経営管理意向調査」を行う。	1,580	1,566	14	「経営管理が行われていない森林」に対し、「経営管理意向調査」を実施 面積48.42ha	森林環境譲与税を活用し、森林所有者や土地境界の明確化を進めることにより、森林整備を推進していくことができる。 令和3年度においては、左記のとおりの実績となり、森林所有者の森林管理の現状及び今後の管理・経営の意向の確認を行った。
2	森林経営管理事業委託	「経営管理意向調査」を行った林分の一部に対し、「森林調査」を行う。	3,300	3,300	0	令和2年度実施の「経営管理意向調査」の一部に対し、「森林調査」を実施、材積調査等を行い、森林概況を把握した。 面積24.54ha	また、森林調査・森林境界測量を実施し、森林経営管理事業や森林経営計画に必要な基盤情報を整理した。
3	森林経営管理事業委託	「経営管理意向調査」を行った林分の一部に対し、「森林境界測量」を行う。	6,083	6,083	0	令和2年度実施の「経営管理意向調査」の一部に対し、「森林調査」を実施 面積58.44ha	引き続き、同様の事業を推進し、搬出間伐や保育間伐等を実施できるよう基盤情報を整理し、森林施業の実施ができる体制を構築していく。
4	森林環境譲与税基金積立金	基金積立金に対する利子の本基金積立金へ繰出し	1	0	1		
計			10,964	10,949	15		